

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約に関する協議書

観音寺市、大野原町、豊浜町（以下「1市2町」という。）は、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約（以下「規約」という。）第4条、第6条第1項、第7条第2項、第8条第1項第3号、第14条第2項及び第15条に規定する1市2町の長が協議して定める事項について、下記のとおり協議したので協議書を取り交わす。

記

協議して定める事項

- 1 規約第4条（協議会の事務所）
- 2 規約第6条第1項（会長）
- 3 規約第7条第2項（会長の職務を代理する副会長）
- 4 規約第8条第1項第3号（委員）
- 5 規約第14条第2項（事務局）
- 6 規約第15条（経費）

協議して定めた事項

- 1 協議会の事務所
規約第4条に規定する協議会の事務所は、大野原町に置く。
- 2 会長
規約第6条第1項に規定する協議会の会長には、大野原町長 平野 清を選任する。
- 3 会長職務代理者
規約第7条第2項に規定する会長の職務を代理する副会長には、豊浜町長 佐伯文男を選任する。
- 4 委員
規約第8条第1項第3号に規定する学識経験を有する委員は、次に掲げるとおりとする。

観音寺市		大野原町		豊浜町	
分野	氏名	分野	氏名	分野	氏名
商工業	加藤 義和	商工業	森 英雄	商工業	合田久仁男
自治会	矢野 資壹	婦人会	石川美千子	女性	横内十三枝

5 事務局

規約第14条第2項に規定する協議会の事務に従事する職員は、観音寺市3名、大野原町2名、豊浜町2名、香川県1名の者をもって充てる。

6 経費

規約第15条に規定する経費の負担は、均等割50%人口割50%とする。

7 内容の変更

この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交わすものとする。

8 定めのない事項

この協議書に定めるもののほか、必要な事項は、1市2町の長が協議して定めるものとする。

9 協議の発効

この協議は、平成16年4月1日から発効する。

10 協議の失効

この協議は、協議会が解散したときにその効力を失うものとする。


この協議の成立を証するため、本書3通を作成し、1市2町の長が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成16年4月1日

香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号

観音寺市


観音寺市長

白川晴彦 

香川県三豊郡大野原町大字大野原1260番地1

大野原町

大野原町長

平野清 

香川県三豊郡豊浜町大字和田浜1531番地1

豊浜町

豊浜町長

佐伯文 